

平成28年度

第 3 回 佐々町農業委員会総会議事録

平成 2 8 年 6 月 2 7 日（月）

佐々町農業委員会

平成28年6月 第3回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 平成28年6月27日（月）午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階第2会議室

3. 開 会 平成28年6月27日（月）午後1時30分

4. 出席委員 （12名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	吉野 裕 君	2	藤永 九市君	3	濱野 努 君
5	福田 喜義君	6	池田 邦義君	7	平田 康範君
8	湯村 速雄君	9	大瀬 清司君	10	山下 義信君
11	筒井 浩一君	12	坂口 隆英君	13	橋本 義雄君

5. 欠席委員 （1名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
4	藤永 茂 君				

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	今道 晋次君	書記	山田 奈津君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
11	筒井 浩一君	13	橋本 義雄君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 報告事項

報告第1号 平成28年度全国農業委員会会長大会について

報告第2号 一時転用届出書

報告第3号 一時転用届出書

報告第4号 一時転用届出書

報告第5号 一時転用届出書

報告第6号 一時転用届出書

報告第7号 農地改良等届出書

報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知書

(3) 審議事項

第12号議案 農地法第5条第1項の許可申請書について

第13号議案 農地法第5条第1項の許可申請書について

第14号議案 非農地証明書交付願

第15号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

(4) 協議事項

平成28年度佐々町農業委員会月次活動プログラムについて及び

「ながさき農業バックアップ大作戦」における班編制等について

(5) その他

① 農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進について

② 7月定例会の日程について

③ その他

書記（山田 奈津子君）事務局。皆さん、こんにちは。定刻となりましたので只今から、平成28年度 第3回の佐々町農業委員会総会を開会いたします。本日は、藤永 茂委員さんが都合のため欠席ということで欠席届が出ております。定足数に達しておりますので、本総会は成立することをご報告いたします。

す。それでは以降の議事の進行を会長にお願いしたいと思います。初めに吉野会長からご挨拶をお願いいたします。

吉野会長（吉野 裕君）みなさん、こんにちは。田植えもほとんど終わられた頃かと思います。しかしながら、また、長雨で日照不足が懸念されるところではないかと思っております。雨も局地的に激しい雨が降っており、特に熊本地方など災害が出ているようです。今週もまた大きい雨が降る予想がされております。管理が大変かと思いますが怪我のないように注意されて進められるようお願いします。また、本日の案件も皆さまの慎重なご審議のもと、円滑に議事が進められますようよろしく申し上げます。挨拶を終わります。案件につきましては佐々町農業委員会総会会議規則第3条により付議事項はあらかじめ通知しておりますのでこの日程でよろしいでしょうか。

（ 「異議無し」の声あり ）

それでは議事に入ります。まず、日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。佐々町農業委員会会議規則第27条の規定に基づき議長が定める事となっておりますので、議席番号11番 筒井委員、議席番号13番 橋本委員を指名しますので、よろしく申し上げます。次に、日程（3）報告事項に入ります。報告第1号 平成28年度全国農業委員会会長大会についてです。これは5月26日に東京文京区の文京シビックホールにおいて、全国農業委員会会長大会が行われました。新しい制度に伴う新体制による規則改正等。今度、新しく法律の改正によって施行されたことにより今まで以上に農地制度の適正な執行、意欲ある担い手の確保、育成、産地の利用集積など、2ページにあります目次の通り進められ、満場一致で可決されました。その後、各県、国会議員の選出されている先生方の元でこの方針に基づいて要請活動を行ったわけでございます。翌日は、日本橋に長崎館というのがありまして、そこを視察して帰ってきました。資料については事務局に置いておりますのでお目を通していただければと思います。以上です。何かご意見、ご質問等ありませんか。ないようですので次に移ります。報告第2号、第3号は関連がありますので一括して報告いたします。事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。３ページをお開きください。報告第２号の朗読説明をいたします。一時転用届出書。借り人は佐々町です。貸人 ●● ●●。

下記の工事を行うに当たり、農地の一時転用について届出ます。目的、佐々町総合防災システム（同報系防災行政無線デジタル化）整備工事を施工するに当たり、施行箇所への進入道及び倒柱・建柱作業場として使用するためということで一時転用届出書が出ております。作業場所は、佐々町小浦免字丸山。地目 田。地籍 7 7 0 ㎡。一時転用面積はそのうちの 2 3 9 ㎡となっております。４ページに位置図を付けております。矢印で引いてあるところが申請地になります。５ページに付近状況図を付けております。場所は小浦の小浦郵便局の裏手辺りになります。６ページも同じように図を付けております。設置箇所というところに防災無線のアンテナがありまして、もともとあった所に新しい物を置き替えるという工事がなされております。７ページが現況写真です。８ページが参考までに屋外拡声装置の図面が付けてあります。９ページですけれども、工事終了後は速やかに現況復旧いたしますという確約書が総務理事兼企画財政課長から出ております。続きまして報告第３号の朗読説明をいたします。同じく一時転用届出書です。借り人は佐々町です。貸人 ■■ ■■。業者は先ほどと同じです。目的も先ほどと同じです。作業場所ですけれども、佐々町小浦免字丸山。地目 田。地籍 1, 1 9 6 ㎡。一時転用面積はそのうちの 1 9 4 ㎡となっております。工事期間ですけれども先ほどと同じですけれども、届出日から 6 月 2 0 日ということですが、会長が地元委員ということでもありましたので先にお話をさせていただきまして、この工事はすでに終わっております。11 ページが付近状況図ですが、先ほどの場所のすぐ隣になります。12 ページが現況写真です。申請地は管理されていますけれども、耕作はされていない場所でした。13 ページに同じように、工事終了後は速やかに現況復旧いたしますという確約書が出ております。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）この件に関して何か、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいませんか。ないようですので次に移ります。報告第４号、第５号は関連がありますので一括してご報告いたします。事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。14ページをお開きください。報告第4号の朗読説明をいたします。一時転用届出書。借人 佐々町長 古庄 剛。貸人 ●●●●。下記の工事を行うに当たり、農地の一時転用について届出ます。

目的 志方川支流（平原地区）整備工事（2工区）に伴う仮設道路設置のためということで出ております。作業場所ですけれども、佐々町志方免。地目 田。面積854㎡。一時転用面積はそのうちの220㎡ということです。工事期間ですけれども、平成28年5月23日から平成28年11月18日となっております。この件に関しましては契約上5月23日からとなっておりますけれども、実際にはこの総会が終わり次第取り掛かるということです。15ページが付近状況図です。役場の方から行きますと、志方集会所の手前にお地藏さんがあるかと思えますけれども、そこから上の方に入っていく所になります。17ページが志方川支流の整備工事平面図になっております。黄色で色づけしたところが一時転用面積になります。手前が畑になるんですけれどもその間を歩いて奥の川沿いまでを工事のための進出道として使用したいということです。18ページが字図に一時転用箇所を示したものになります。19ページが現況写真です。この写真では分かりにくいと思いますが、この農地の両端に野菜を植えてあり、真ん中が何も耕作されていないのでここを歩いて川沿いまでを進出道として使用したいということです。20ページも現況写真です。21ページは、工事終了後は速やかに現況復旧いたしますという確約書が佐々町長より出ております。続きまして報告第5号の朗読説明をいたします。一時転用届出書。借人 佐々町長 古庄 剛。貸人 ■■■■より出ております。目的も先ほどと同じく志方川支流（平原地区）整備工事（2工区）に伴う仮設道路設置のためということです。作業場所ですが佐々町志方免306-2。地目 田。面積662㎡のうち一時転用面積が68㎡です。23ページに付近状況図を付けてありますが、前の報告議案と同じです。24ページに平面図を付けておりますけれども、先ほどの一時転用箇所が黄色で塗ってあるんですけれども、その横のピンク色のところがこの報告議案の作業場所になります。下流の方は27年度中に施行済みということです。25ページが字図に一時転用箇所を記したものになります。26ページが現況写

真です。27ページに、工事終了後は速やかに現況復旧いたしますという確約書が佐々町長より出ております。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）この件に関して何かご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。では次に、報告第6号の一時転用届出書について事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。28ページをお開きください。報告第6号の朗読説明をいたします。一時転用届出書。借人 佐々町長 古庄 剛。貸人 ●●●●。一時転用の目的につきましては、高岩川支流整備工事（1工区）に伴う仮設道路設置のため。作業場所ですが、佐々町大茂免。地目 田。面積1,616㎡のうち、一時転用面積が410㎡ということです。工事期間ですが、平成28年5月26日から平成28年12月21日となっております。29ページに付近状況図を付けております。場所ですけれども、江迎の方に抜けていく県道志方江迎線沿いなんです、自動販売機があるところのすぐ向かい側になります。川が通っておりまして、その川沿いを仮設道路として使いたいということです。1筆に段々と農地がございまして、その川沿いを道路として使用したいということです。30ページに図面がありますけれども、ピンク色で塗ってあるところが今回の申請地です。31ページにも図面を付けてあります。32ページも管理道舗装ということで、図面で記してあります。33ページが現況写真になります。34ページに佐々町長から、工事終了後は速やかに現況復旧いたしますという確約書をいただいております。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）この件に関して、何かご意見、ご質問はありませんか。なければ次に移ります。報告第7号 農地改良等届出書について事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。35ページをお開きください。報告第7号の朗読説明をいたします。農地改良等届出書。申請人●●●●。下記の通り農地改良をしたいので届出ます。土地の表示 佐々町大茂免。地目 登記簿、現況ともに田。面積 農地改良の面積が82㎡です。利用状況は田となっておりますが、水も溜められる状況ではないと聞いております。所有者氏名 ●

● ●●。備考ですけれども全体面積が1,616㎡ということです。農地改良を必要とする理由が、湧水が酷く湿田化しており、水稻栽培が困難なため嵩上げを行い畑地として利用ということです。工事期間は平成28年5月26日から、平成28年12月21日まで。工事の概要ですけれども、埋め立てに用いる土その他の材料は、基礎部分は礫混り土。採取場所は先ほどの一時転用の高岩川支流工事現場で出る泥を使われるということです。表土部分は耕土。採取場所は先ほどと同じ場所です。佐々町産業経済課の意見としましては、周辺には特に影響はないということで担当者から出ております。工事完成後の作付計画につきましては畑ということでチェックをいただいております。36ページに付近状況図を付けております。先ほどの一時転用が川沿いでしたが、この農地改良は県道沿いの一部になっております。37ページも同じです。38ページに盛土部横断図、計画平面図が付けてあります。計画平面図を見ますと、青の斜線で表示してある部分が県道沿いですが、今回の農地改良の部分になります。少し盛土をされるようです。39ページが現況写真です。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）この件についてご意見、ご質問のある方はいらっしゃいませんか。2番。

2番（藤永 九市君）2番。ただいまの件ですけれども色々と異議はございません。ただ、写真と説明の通り見ておりますと一番分かっておられるのが地元委員さんだと思います。今一つこの件について何か話があるものか、状況等でも結構ですのでお話しいただければと思います。

議長（吉野 裕君）8番。

8番（湯村 速雄君）8番。お答えいたします。この工事は測量と設計をされて翌年には工事ということで進められ、今度は2工期目ということで進んでおります。今回の改良の件は県道ができたせいで窪地になったんですね。排水が困難ということと、川からの漏水が低い田んぼに湧き出て、機械を入れたら埋まってしまうので畑に改良をしたいということでした。高さ的には今、県道沿いに県の側溝があるのでそれに合わせてレベルを取るということでした。鴨川さんも今、サラリーマンになられて、なかなか耕作をされていないの

でこうなることは致し方ないと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

議長（吉野 裕君）他にありませんか。3番。

3番（濱野 努君）3番。今、畑ということですが、田んぼとしては使われないのでしょうか。近くに雑種地というのがありますので、一緒になったら田んぼとして使われたらよろしくないのでは、あくまでもそここのところの指導をよろしくお願いしたいと思います。

議長（吉野 裕君）8番。

8番（湯村 速雄君）8番。田んぼのままで使用してということでしょうか。雑種地になっているところは県の払い下げになったところなんですよ。田んぼにしても畑にしても耕作面積は変えられないですよとお伝えはしているんですけどね。他の土地がまだ空いているので、雑種地に耕作をされるということはないと思います。以上です。

議長（吉野 裕君）他にありませんか。ないようですので、次に移ります。報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。40ページをお開きください。報告第8号の朗読説明をいたします。農地法第18条第6項の規定による通知書 通知者 賃貸人 ●● ●●。賃借人 ■■ ■■。賃貸借の当事者の氏名等は通知者と同じです。土地の所在等 佐々町市場免字馬場添〇〇番。地目 台帳 田、現況 畑。面積682㎡。市場免字馬場添△△番。地目 台帳 田、現況 畑。面積421㎡。賃貸借の解約の申し入れをした日が平成28年3月31日。合意による解約をした日と、土地の引き渡しをした日が平成28年6月2日ということです。41ページに合意解約書の写しを付けております。契約している農地はこの2筆の他6筆ありますけども、解約する農地はこの2筆です。参考までに42ページに各筆明細を付けております。10aあたり2袋の契約になっておりますので、残った分も10aあたり2袋の計算で物納されるということです。事務局の説明は以上です。すみません。40ページを開いていただいてよろしいでしょうか。

議長（吉野 裕君）この件に関して何かご意見、ご質問はありませんか。6番。

6 番（池田 邦義君） 6 番。これは貸人が●● ●●となっておりますけども、▲ ▲ ▲▲さんにも入っているんじゃないかなと思いますが、どんなものでしょうか。

議長（吉野 裕君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。これは 6 番委員さんの仰るとおり、土地の所有者は●● ●●さんと、▲▲ ▲▲さんの 2 分の 1 ずつの共有名義になっております。農地の基盤強化促進法上、土地の賃貸借をする際は所有者の 2 分の 1 以上の同意で貸し借りについてはできるというふうになっておりますので、この貸し借りをされる際は 2 分の 1 の●● ●●さんでの契約になっておりましたので、合意解約もお一人の●● ●●さんで行っていただきました。以上です。

議長（吉野 裕君）他にありませんか。ないようですので次に移ります。日程 4 審議事項に移ります。第 1 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の許可申請書についてと、第 1 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の許可申請書については関連がありますので一括して上程したいと思います。よろしいでしょうか。

（ 「はい」 の声あり ）

それでは事務局の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。4 3 ページをお開きください。第 1 2 号議案の朗読説明をいたします。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。申請人 譲受人 一般社団法人●●●。譲渡人●● ●●、▲▲ ▲▲。農地の所在 市場免字馬場添。地目 台帳 田、現況 不耕作。面積 6 8 2 m²。転用の目的 診療所の建築。施設 診療所 1 棟 5 2 0 . 8 0 m²。耕作者はなし。申請の理由、入院施設をとみなわない診療所を建築するため。先ほどの合意解約をされた場所になります。4 4 ページに許可申請書の写しを付けております。この 1 筆につきましては賃貸借権の設定をされます。工事計画につきましては、許可日から 6 か月後までを計画されております。4 5 ページが土地の全部事項証明書の写しです。4 6 ページに佐々町の地図を付けております。4 7 ページに付近状況図を付けております。ピンク色で示しているところが、今回、診療所を建設される申請地になります。十八銀行の

道を挟んで向かい側の場所になります。48ページに地籍図を付けております。申請地の横に水路が通っておりますけども、町道沿いにはなっております。隣と、後ろに田ということで農地が少し残っております。41番は山小屋ラーメンさんですね。49ページに現況写真を付けております。50ページに事業計画書を付けております。事業の目的及び内容ですけども、地域に泌尿器を治療する病院がないために、新たに専門の診療所をつくり患者の治療行為を通して、地域医療に貢献することを目的とするということで、泌尿器科を建設される予定です。現在の事業状況ですが、今回の申請人の法人は、診療所を建設されるために新たに作られた一般社団法人なんですけども、理事長が経営されておりますグループ企業の別の法人では、札幌市内で内科及び泌尿器科の診療所を複数経営されていると伺っております。新たに申請地を取得しなければならない理由というところでは、泌尿器科のない地域であり、治療を必要とする多くの方の要望によるためということで、医師会と話し合いながら計画しているということです。51ページが被害防除計画書です。申請地の造成計画の内容では、切土を行うということで記載があります。また、砂利等が流出しないようにするために舗装工事をするので、被害の発生する恐れはないということで、土留め工事を行う。緩衝地を設ける。防護柵を設けるということです。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼす恐れを生じさせないための措置ということで、緑地、緩衝地を1m程度、建物の高さを加減して11mほどで建設し、土砂等の流出を防ぐための舗装工事を行うので被害の発生する恐れがないということで記載されております。排水計画につきましては雨水排水は自然流下と道路側溝に流すということです。汚水、生活雑排水につきましては下水に流すということです。52ページに排水計画の図面を付けております。雨水排水が道路側溝に流れて、汚水、生活雑排水が下水道に流れるということです。周辺にはフェンスをされるということです。53ページが1階の平面図になります。1階が診療所として使用されます。54ページが2階の平面図で住宅と記載がありますが、一部もしかしたら、診療所にされるような話がありました。55ページが建物の立面図です。56ページが法人の全部事項証明書を付けております。5

7 ページから 63 ページまでが法人の定款を添付しております。この中に目的のところで診療所の運営と記載があります。64 ページに隣の農地の所有者と、耕作者の連名で承諾書をいただいております。65 ページが奥の農地の所有者の承諾書です。66 ページが大新田組合からの水利権での承諾書をいただいております。続きまして67 ページの第13号議案の朗読説明をいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請について。申請人 譲受人 一般社団法人●●●。譲渡人 ●● ●●、▲▲ ▲▲。農地の所在 市場免字馬場添。地目 台帳 田、現況 不耕作。面積421㎡。転用の目的は診療所の駐車場の建設。耕作者はありません。申請の理由は診療所の駐車場を建設するためということです。68 ページをお開きください。許可申請書の写しになりますけども、この筆に関しましては、売買による所有権移転ということで出ております。工事計画は許可日から3か月ということで出ております。69 ページが土地の全部事項証明書です。70 ページが位置図、71 ページが付近状況図。先ほどの農地の水路を挟んで反対側になります。72 ページが現況写真です。73 ページが地籍図になります。先ほどの農地の水路を挟んで反対側の農地が駐車場になります。74 ページが事業計画書になります。2の利用計画のところにあります。診療所を一棟建築し、泌尿器の治療及び人工透析等の治療を行う。また、通院者及び一般利用者のために時間制による有料駐車場を建設するという、有料駐車場になる予定です。他は先ほどの議案と同じです。75 ページに駐車場の利用計画書を付けております。申請面積421㎡に対して、駐車可能台数7台。露天駐車場です。(4)のところですけども、一日の来客数50人と見込んでおりまして、車利用見込数30台とありますけども、これは入れ替わり4回転ぐらいかなということで述べ台数で記載されております。76 ページに平面図を付けておりますけども、駐車場内の水は道路側溝に流れますということで、レベルと矢印で書いてあります。全部、道路側溝に流れる形で水路には入らないようにするという事です。駐車場も同じようにフェンスを設けられて、間に横断通路ということで橋を架けられます。橋のところは車は通らず、歩いてのみ通れる橋ということです。13号議案追加資料ということで図面を

お配りしておりますけども、これが通路の断面図です。境界のところでコンクリートを打って上げて、歩道を2か所作るということです。77ページが被害防除計画書です。盛土、切土を行うということです。土留め工事をする。擁壁を設ける。防護柵を設けるということで記載があります。排水計画ですけども雨水排水は自然流下。汚水、生活雑排水は発生しないということです。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）事務局の説明が終わりました。地元委員の補足説明をお願いします。6番。

6番（池田 邦義君）6番。ただいま事務局から説明がありましたように、今月の24日に会長、事務局、局長と現地を見に行きました。吉井の末永行政書士立会いのもとで現場を確認しました。我々が心配しているのが用悪水路に対してのフェンスですね。これをきちんとやっていただければ問題ないということで了解をしております。ただ私が個人として懸念したのが局長も事務局も言われたんですけども、高さが11m40cmということはかなり、建物としては高いんじゃないかなということでお話ししたんですけども、隣に山小屋ラーメンさんが商売をされておりますけども、そこら辺がかなり日照関係が係ってくるだろうし、裏の農地ももし耕作されるのであれば、日照関係がかなり影響するのではないかとということを懸念しております。行政書士さんにはそのこともお話ししておりますけども、建物の加減をどうされるかは今のところ何もお答えはいただいております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（吉野 裕君）この件に関して何かご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。9番。

9番（大瀬 清司君）9番。12号と13号議案は同じ項目ではあるんですけども、12号は建物で利用権設定の賃貸借で、13号は所有権移転の売買ということで、なぜ、このようになったのか理由が分かれば教えていただきたいと思っています。

議長（吉野 裕君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。ご質問ですけども、はっきり申し上げますと、申

請人の土地の所有者のお気持ちとしては、農地はできれば売らずに賃貸借でできないかということと、法人さんのお気持ちとしては購入したいというお気持ちがあられて、融資の保証の問題でどうしても1筆は購入しないといけないという事情があられたようで、所有者の方が条件を飲まれて1筆を売買で、もう1筆を賃貸借ですということになったとお聞きしております。よろしくをお願いします。以上です。

議長（吉野 裕君）他にありませんか。8番。

8番（湯村 速雄君）8番。理事長は医師ではないんですか。携帯の番号が書かれてますけども。

書記（山田 奈津子君）事務局。理事長は医師と聞いております。親の代かもしれませんが、もともと佐世保で開院されていたこともあるそうです。現在は札幌で経営をされています。おそらくこの方がこられて医師として経営をされるんだと思われます。携帯電話の番号は、今回の手続きは副理事長さんが札幌から佐々の方に出向かれてされていまして、その関係で携帯番号になっているのかなと思います。以上です。

議長（吉野 裕君）事務局。他にありませんか。5番。

5番（福田 喜義君）5番。45ページの下欄の所有権移転のところですが、権利者の住所が島原市になっていますが、これは問題ありませんか。

議長（吉野 裕君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。今、ご指摘がありました45ページの全部事項証明書ですが申請人●● ●●の住所が島原市になっておりまして、申請書では佐々町の現在の住所になっております。島原市というのが前住所ですけども、島原市から佐々町に移ったということが分かるように、事務局には住民票の提出がっております。転用の手続き上では問題はないんですけども、例えば所有権移転登記等をされる場合は住所変更等の手続きが必要になります。以上です。

議長（吉野 裕君）他にありませんか。3番。

3番（濱野 努君）3番。奥に農地があるんですけども、耕作道というのは確保できているんでしょうか。

議長（吉野 裕君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。４８ページを見ていただいてよろしいでしょうか。

申請地の後ろの農地ですが、４７－３のところが宅地で道路になっていますのでここから侵入することができます。以上です。

議長（吉野 裕君）他にありませんか。４７ページの付近状況図ですが分かりにくいかもしれませんが、健康相談センターと書いてあるところの前に道があります。ここから入れます。では、質問がないようですので採決をとります。第１２号議案、第１３号議案 農地法第５条第１項の許可申請書について異議なしと認める方の挙手をお願いします。ありがとうございました。挙手多数ですので、許可相当として県に進達いたします。続きまして第１４号議案 非農地証明書交付願を議題といたします。事務局の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。７８ページをお開きください。第１４号議案の朗読説明をいたします。非農地証明書交付願。願出人 ●● ●●。下記土地は昭和５５年頃から潰廃し、現在「原野」となっていることに相違ないので証明してください。証明を受けようとする土地の所在。神田免字湯川〇〇。地目 登記簿 畑、現況 原野。面積２，６６６㎡。利用者 なし。同じく字湯川△△番。地目 登記簿 畑。現況 原野。面積４，３４８㎡。利用者なし。３の証明を受けようとする物件の状況。昭和５５年頃から耕作しておらず山林化しているということで記載があります。７９ページ、８０ページ、８１ページが〇〇番の土地の全部事項証明書です。所有者は申請者の他に５名の共有名義です。８２ページが△△番の土地の全部事項証明書です。８３ページに付近状況図を付けております。申請の場所ですが、神田の踏切のところから神田線を渡って、ずっと上に上がっていったところですが、延命寺の裏の山辺りになります。結構広い２筆になります。８４ページが地籍図になります。申請地が２筆で、その周りには農地が一部残っておりますけども、山林だったり、非農地通知をすでに出しているところがほとんどです。現況写真ですけども、写真を提出していただいておりますが、あまりの面積の広さに、写真が分かりづらかったので、８５ページに航空写真を現況写真に代

えさせていただきます。この写真が平成26年12月撮影の写真になります。86ページに現地調査票を付けております。平成28年6月22日に北部班長の濱野委員と、地元委員の大瀬委員、橋本委員と事務局とで現地調査に行っていました。調査員の意見としましては、長年、農地としての利用がなく、山林化しているということで記載しております。事務局からは以上です。

議長（吉野 裕君）事務局の説明が終わりました。地元委員の補足説明をお願いします。13番。

13番（橋本 義雄君）13番。今、事務局が説明された通りで5人で現地調査を行いましたけども、この通りで、ほとんど手入れしてある状況ではなく、山林化している状況でありますので、よろしくお願いします。

議長（吉野 裕君）この件に関して何か、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいませんか。2番。

2番（藤永 九市君）2番。ただいまの件ですけども、地元委員と事務局で現地調査もされたということでした。しかしこの土地は7反と非常に広いですよね。これまで放置してあったんだなという気がしてならないんですけど、もともと畑ということですけども、樹園か何かですか。

議長（吉野 裕君）13番。

13番（橋本 義雄君）13番。ここはですね、園芸をしておられた関係で、植木とかそういったものをされていたのかなと私は感じておりました。申請人が経営する植木関係の畑であったんだろうと思います。それが管理できなくて山林化してしまったんだろうと思います。

議長（吉野 裕君）8番。

8番（湯村 速雄君）8番。権利者を見てみますと、佐々村の時代からのがありますけども、家督相続でこんなに権利者がいるんですか。家督相続で長男さんだけが相続するようになっていたんじゃないかと思いますけども。

議長（吉野 裕君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。そうですね。当時の相続の法律でいきますと、家督相続で長男さんが相続されている時代だと思いますけども、この登記簿を

見る限りでは、それぞれ違う方で28分の1の共有とありますので、28分の1ずつの共有だったものが、80ページの2のところを見ますと、5名の方を除く共有者全員分が××さんという方に移転しております。またその分が81ページの●●さんに移られて、5名の方の分はそのまま佐々村のまま残っている形ですけども、それは登記の手続きをされていないのが原因でこの形になっているのだと思います。以上です。

議長（吉野 裕君）他にありませんか。ないようですので採決を取ります。第14号議案 非農地証明交付願について、農地ではないと認める方の挙手をお願いします。ありがとうございます。挙手多数により農地ではないと判断いたします。次に第15号議案 農用地利用集積計画の承認について、事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。第15号議案の朗読説明をいたします。農用地利用集積計画の承認について。利用権設定です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求める。平成28年6月27日 佐々町農業委員会 会長 吉野 裕。88ページに利用集積計画を立てております。再設定です。この件に関しましては、4月30日で利用権が切れる方ではあったんですけども、期間が切れるまでにお互いの話が整っていなかったために、今回話が成立しましたので今回の議案に載せさせていただきました。権利の設定を行うもの 貸し手農家 ●● ●●。借り手農家 ■■ ■■。土地の所在 迎木場免字鍋ヶ倉。地目 畑。面積419㎡。他3筆です。借り手農家耕作面積 59, 788㎡。権利の種類は使用貸借です。区域区分は農用地。今回の設定内容は無償で6年間となっております。合計で畑4筆 1, 244㎡となっております。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）この件に関して何かご意見、ご質問のある方はいらっしゃいませんか。ないようですので採決を取ります。第15号議案 農用地利用集積計画について承認の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。挙手多数により承認することといたします。続きまして、日程5 協議事項について事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。９０ページをお開きください。平成２８年度佐々町農業委員会月次活動プログラムと、ながさき農業バックアップ大作戦の班編成を決めないといけないんですけど、まず、活動プログラムですけども、４月から３月までの一年間、こういった形でいつも通り活動をお願いします。昨年と変わったところが１点だけありますのでそこだけ説明させていただきます。農地を毎年、一年に１回全筆調査をしていただいております、農地利用状況調査ですけども、今までは１１月とか１２月に稲刈り後に行っていたのですが、今回は国の農地法の運用について通知も正式に出しております、８月末ごろまでに終了させてくださいということで変更があります。なので、利用状況調査を８月末ぐらいまでに終わらせる必要があります。この理由というのが平成２９年度から遊休農地に対する課税の強化というのが始まります。今、意向調査をしておりますが、中間管理機構に貸してもいいという方を除きまして、自分で耕作をするとか、その他でそのままにしておくとか答えられた方で、また半年たっておりますので、今回見て回って、まだ、遊休農地が解消されてない農地に関しましては２９年度に農地で少し安くなっている部分を外す、大体１．８倍になるそうなんですけども課税強化の措置が取られるということがありまして、そのために８月末までに調査を終わらせるということできておりますので皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。具体的にはまた、来月に話をしていきたいと思います。９１ページの班編成ですけども、参考までに２７年度の班編成を載せております。リーダーを決めて後は全員で取り組むということで総数１３名で出しておりますけども、今年もこのままでよろしいでしょうか。このままで良ければ話し合わずに、また、変えるということであれば休憩を取って話し合っ変更をしていこうと思いますが、ご協議をよろしくお願い申し上げます。

議長（吉野 裕君）ただいまの件でご意見のあられる方はいらっしゃいませんか。

８番。

８番（湯村 速雄君）８番。今農地にワイヤーメッシュを張ってますよね。原野にした時のワイヤーメッシュの撤去状況といいますか、どのようにしなければいけないというのは決まっていますか。

議長（吉野 裕君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。その件ですが、農業委員会にはその整合性については何も言われませんよね。担当産業経済課から言わせれば、農地として使うから事業を使ってワイヤーメッシュを張っているのに、その農地が荒れるのはあり得ないというのが、農林サイドの県とか国も含めてですね、そういう判断もあるということですけども、そこが原野になったからどうこうということは今の時点では言われていないそうです。そうならないように農地として利用することが大前提だと聞いております。以上です。

議長（吉野 裕君）6 番。

6 番（池田 邦義君）6 番。このワイヤーメッシュですが取り付けてから何年間は耕作しないといけないという決まりはあるんですか。賃貸借をしてワイヤーメッシュをかけて、賃貸借が1年か2年で切れるとすると、ワイヤーメッシュは張ってから7年ぐらいは耕作しないといけないというような決まりがあるんじゃないですか。もし、賃貸借を解約した場合、ワイヤーメッシュも撤去して町に返さないといけないというようなことはないんですか。

議長（吉野 裕君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。ワイヤーメッシュの耐用年数は14年です。基本的には14年間農地として使うということでの補助事業だと思います。7年というのは会計検査に入るのが過去をさかのぼって最大7年というのがあるので、その7年を言われているのかなと思いますが、賃貸借の有無に関係なくワイヤーメッシュの補助事業に取り組んだところは、農地で使うから取り組んだと思うので、原則として農地を荒らさないようにというのが原則だと思います。もし、どうしてもという時は手続きをして同じ費用対効果が得られるところに移設をするということが必要になると思います。取って返すというものではないようです。すみません、今の協議事項の班編成は今のままでよろしいでしょうか。

（ 「私語あり」 ）

それではよろしくお願いします。

議長（吉野 裕君）協議事項はそれでよろしいでしょうか。それでは日程6 その

他について事務局からお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。農業者年金加入推進ですが、今年度の佐々町の目標が1件でした。40歳未満の方が1件というのが目標でしたが、加入推進部長のお力によって、今年度の目標は達成できたところです。今後も引き続き事務局も皆さんと一緒に努力していきたいと思います。②の7月の定例会の日程についてですけども、25日が月曜日になっておりますが、皆さんご都合はいかがでしょう。

（ 「私語あり」 ）

それでは25日でよろしいでしょうか。ありがとうございます。最後に事務局の方から皆さんに折り入ってお願いがありまして、西先生の講演の前にお願ひがありますので総会後によりしくお願いします。

議長（吉野 裕君）他に皆さんの方からその他について何かありますか。8番。

8番（湯村 速雄君）8番。ワイヤーメッシュの件なんですけど、ワイヤーメッシュは3年でですね、全部じゃないんですけど腐れてしまって脱落状態なんです。全体も弱くなっています。

書記（山田 奈津子君）事務局。昨年度も話があっておりましてワイヤーメッシュの事業に関しては、改善するように当時の担当課長から県に要望するという話があっていたので、要望はしてあると思います。

（ 「私語あり」 ）

産経でも改善されたような話は聞かないので、また、担当者には話します。

議長（吉野 裕君）ただいまの件は産業経済課に伝えて調査するように言います。
2番。

2番（藤永 九市君）2番。ただ聞いていたら3年とはあまりに短いですね。不良品みたいな感じですね。一回目の補助を受けてしたのが口石ですけどもかれこれ7、8年になります。耐用年数を過ぎずに痛んできます。再度また新たに設置できるように検討すべきではないかなと思います。今ではメッシュでもメッキではないですね。非常に良くなっています。初めに取り組んだものがものすごくもろいんですね。大事な意見ですから、産経とも前向きに取り組んでいただくように、要望すべきだと思いますのでよろしくお願いします。

議長（吉野 裕君）他になければ、この後に宮崎大学の西先生の講演も控えておりますので、これで本日の総会を終了いたします。お疲れ様でした。

（ 閉 会 午後 2 時 5 1 分 ）

上記のとおり相違ありません。

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員